

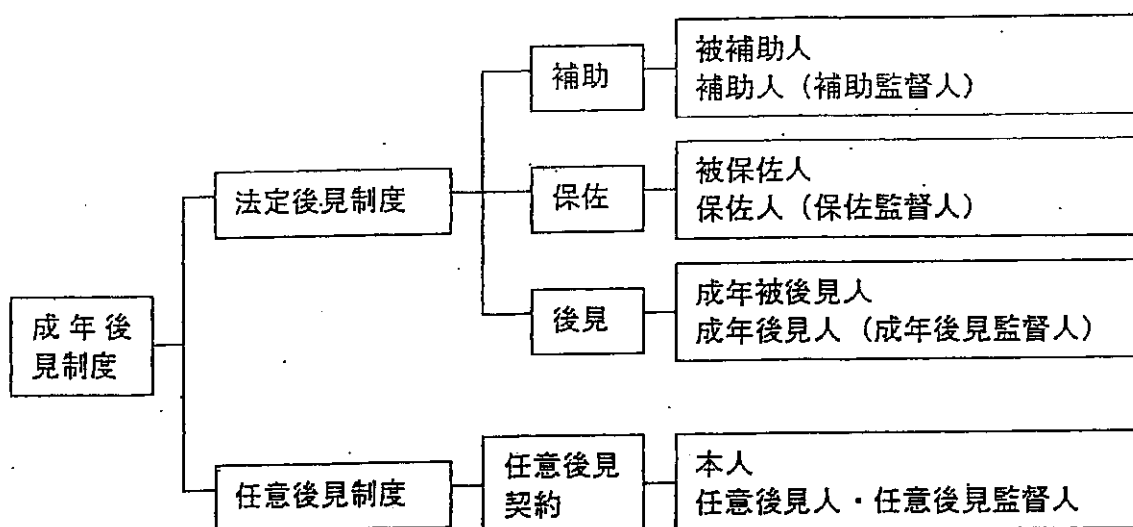
## 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業について

成年後見制度について	…	1
地域福祉権利事業について	…	6

## 成年後見制度の概要

1. 「法定後見制度」は、法律の定めによる後見の制度であり、法律の定めに従って家庭裁判所が成年後見人等を選任（旧法の禁治産、準禁治産を改正）。
2. 「任意後見制度」は、契約による後見の制度であり、契約によって本人が任意後見人を選任。
3. 法定後見制度を利用するか、任意後見制度を利用するかは、原則として本人の選択に任されている。
4. 新しい成年後見制度は、従前の戸籍への記載による公示制度に代えて、新たな登記制度として「成年後見登記制度」を創設。

### 〔成年後見制度の関係〕



## ○ 法定後見制度

### 1. 「補助」の制度

軽度の精神上的障害（痴呆・知的障害・精神障害等）により判断能力が不十分な方々を対象として、家庭裁判所が補助開始の審判をして「補助人」を選任する制度。

補助人は、当事者が申立てにより選択した「特定の法律行為」（たとえば、預金の管理、重要な財産の処分、介護契約等）について、個別の審判により代理権または同意権（取消権）を付与されます。本人の申立または同意を各審判の要件とする。

### 2. 「保佐」の制度

精神上的障害により判断能力が著しく不十分な方々を対象として、家庭裁判所が保佐開始の審判をして「保佐人」を選任する制度。

保佐人は民法12条1項所定の重要な行為（たとえば、借財・保証、重要な財産の処分等）について法律上当然に同意権と取消権を有し、また、当事者が申立てにより選択した「特定の法律行為」について個別の審判により代理権の付与を受けることもできる。

### 3. 後見（成年後見人）の制度

従来の禁治産の制度に代わるものであり、精神上的障害により判断能力を欠く常況にある方々を保護の対象とする制度（民法7条）。

後見の制度では、家庭裁判所が後見の審判をして本人（「成年被後見人」）のために「成年後見人」を選任（同8条、843条1項）。

成年後見人には広範な代理権と取消権が付与されます（同9条、120条1項、859条1項）が、日用品の購入その他日常生活に関する行為を本人の判断に委ねて取消権の対象から除外（同9条但書）。

成年後見人は、本人の財産に関するすべての法律行為（たとえば、預金の管理、重要な財産の売買、介護契約等）を本人に代わって行うことができる（同859条1項）。

また、本人が自ら行った法律行為に関しては、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除いて、本人に不利なものと認められるとき（たとえば、悪徳商法の被害にあって高額の売買をした場合等）は、本人または成年後見人がその行為を取消することができる（同9条本文、120条1項）。

## ○ 任意後見制度

任意後見制度（公的機関の監督を伴う任意代理制度）は、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、精神上的の障害（痴呆・知的障害・精神障害等）により判断能力が不十分となったとき、任意後見人に代理権を付与する「任意後見契約」を締結することで、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督の下で任意後見人による保護を受けることができるという制度。

任意後見契約の締結にあたっては、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の特約を付することと、公証人に公正証書の契約証書を作成してもらうことが必要。

### 任意後見制度の概要

1. 任意後見契約とは、本人が、任意後見人に対し、精神上的の障害（痴呆・知能障害・精神障害）により判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務について代理権を付与する委任契約で、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の特約を付したものをいう。  
任意後見契約の方式は、公証人の作成する公正証書によることが必要です。任意後見契約の公正証書が作成されると、公証人から登記所への囑託により、任意後見契約の登記がされることになる。
2. 任意後見契約が登記されている場合において、精神上的の障害により本人の判断能力が不十分な状況にあるときは、本人、配偶者、四親等内の親族または、任意後見受任者は、家庭裁判所に対し、任意後見監督人を選任の申立をすることができる。  
家庭裁判所は、精神上的の障害により本人の判断能力が不十分な状況にあると認めるときは、任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を発生させることになる（同4条1項）。任意後見監督人の選任は、本人の申立または同意が要件（同3条）。
3. 任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その事務に関し家庭裁判所に定期的に報告を行い、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、報告を求めるなど、必要な処分を命ずることができる（同7条）。
4. 任意後見監督人の選任後に任意後見契約を解除するには、正当な事由と家庭裁判所の許可が必要（同9条2項）。

出典：www.takahara.gr.jp

# 成年後見制度利用支援事業の概要

## 1 趣 旨

介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用等の観点から、痴呆性高齢者又は知的障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

## 2 事業内容

市町村が次のような取り組みを行う場合に、国として補助を行う。

### (1) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

### (2) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

#### ① 対象者

介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身よりのない重度の痴呆性高齢者、知的障害者であって、市町村が、老人福祉法第32条又は知的障害者福祉法第27条の3の規定に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第14条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認めるもののうち、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるもの

#### ② 助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部

## 3 事業実施状況

平成13年4月1日現在	179市町村（5.5%）
平成14年4月1日現在	343市町村（10.6%）

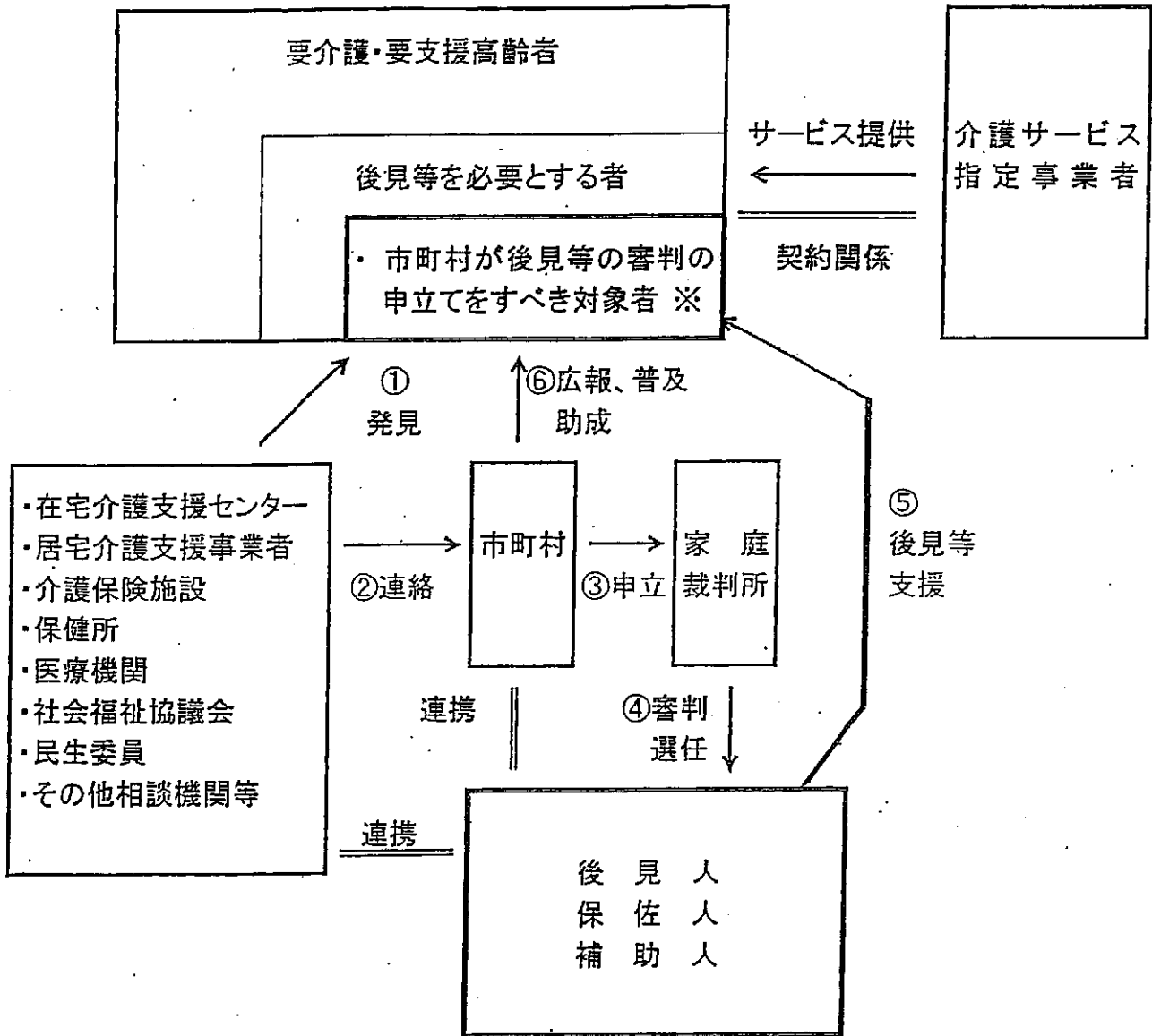
## 4 事業創設年度

平成13年度

（平成14年度から利用対象者に知的障害者を加える）

(参考)

## 成年後見制度利用支援事業



※ 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の対象者(身寄りのない重度の痴呆性高齢者等であって、介護保険サービスの利用が困難なもの)のうち、介護保険サービスの利用にあたって後見人等による支援を必要とするが、審判の申立を行う家族がない場合等、市町村が後見等の審判の申立をすべきもの。

## 地域福祉権利擁護事業について

地域福祉権利擁護事業は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その者の権利擁護に資することを目的とするものである。

### 【対象者】

- 本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。
  - ・ 判断能力が不十分な者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者）
  - ・ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者

### 【援助内容】

- 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。
  - ア 福祉サービスの利用援助
  - イ 苦情解決制度の利用援助
  - ウ 福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
  - エ 日常的金銭管理（ア、イ又はウに伴う預金の払い戻し・預け入れの手続等）

### 【実施主体】

- 本事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会である。  
ただし、窓口業務は、利用者の利便性を考慮し、都道府県社会福祉協議会から委託を受けた市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協）が実施している。

### 【手続きの流れ】

- ① 利用希望者は、実施主体に対して申請（相談）を行う。
  - ② 実施主体は、利用希望者の生活状況や希望する援助内容を確認するとともに、本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行う。
  - ③ 実施主体は、利用希望者が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、利用希望者の意向を確認しつつ、援助内容や実施頻度等の具体的な支援を決め、「支援計画」を策定し、契約が締結される。なお、「支援計画」は、利用者の必要とする援助内容や判断能力の変化等利用者の状況を踏まえ、定期的に見直される。
- ※ 契約内容や本人の判断能力等の確認を行う「契約締結審査会」及び適性な運営を確保するための監督を行う第三者的機関である「運営適正化委員会」を設置することにより、契約による事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとなっている。

### 【利用料】

- 実施主体が地域の実情に応じて定める利用料（1回あたり1,000円程度）を利用者が負担する。  
ただし、契約締結前の初期相談等に係る経費や生活保護受給世帯の利用料については無料とする等の配慮がなされている。